



P2 ▶ 平成26年4月からの年金額について

P4-6 ▶ こんなときには届出を

P7 ▶ 総務省からのお知らせ

P8 ▶ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

平成26年4月からの年金額について

平成 26 年 4 月からの年金額は 3 月までの額に比べて 0.7%の引下げ

平成25年平均の全国消費者物価指数が対前年比でプラス0.4%となり、対前年度比名目手取り賃金変動率(物価変動率に賃金の変動等を加味して算出)がプラス0.3%となりました。

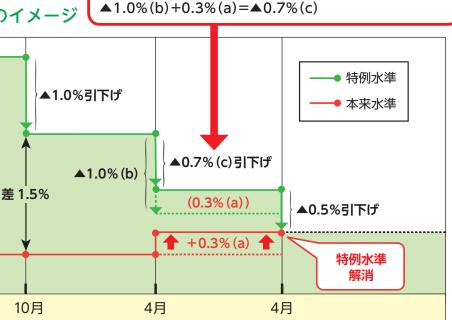
年金額は、名目手取り賃金変動率(プラス0.3%)よりも物価変動率(プラス0.4%)が高いときは、法律の規定により、名目手取り賃金変動率で改定することとされているため、本年4月からの本来水準の年金額はプラス0.3%となります。

特例水準の年金額については、平成24年の法律改正による特例水準の段階的な解消率(マイナス1.0%)と本来水準の年金額の上昇率(0.3%)とを合わせて改定することとなったため、マイナス0.7%の改定となります。

◆特例水準解消のイメージ

平成25年度

今回の改定は、この部分にあたります。平成26年度の改定は プラス0.3%(a)ですが、特例水準の段階的な解消率(マイナス 1.0%(b))と合わせるとマイナス0.7%(c)の改定となります。



平成26年度

平成27年度

特例水準の解消

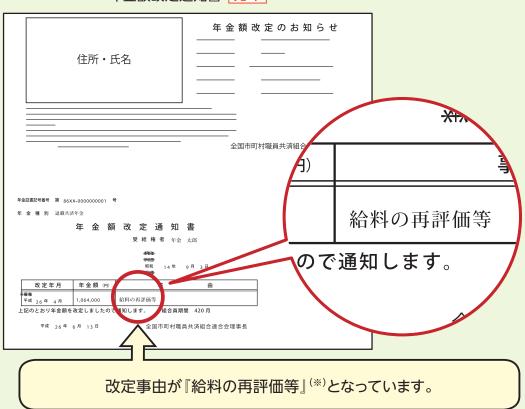
年金額は、物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組みを基本としています。 一方、現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、特例措置として年金額を据 え置いたことで、本来の年金額より高い水準(これを「特例水準」といいます。)となっています。 平成24年の法律改正で平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、及び平成27年4月に 0.5%を減額改定することにより段階的に特例水準を解消し、年金財政の改善を図るととも に、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなっています。

差 2.5%

4月

◆年金額改定通知書 (見本) について

平成26年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の事由欄に「給料の再評価等」と表記されています。



年金額改定通知書 見本

※「給料の再評価等」について

給料の再評価とは、平成16年度の年金制度改正により、給与水準や物価水準を年金額に反映させるため、毎年度、年金額の算定の基礎となっている給料額等の「再評価」を行い、その結果を受けて年金額を改定するものです。

ただし、平成26年度の年金額は、前頁の説明にもあるように給料の再評価だけではなく、特例水準の解消や物価変動等とをあわせて改定されることとなるため、「給料の再評価等」という記載としています。

※追加費用対象期間(昭和37年12月前の公務員期間(国家公務員の年金制度は昭和34年10月前、沖縄の年金制度は昭和41年7月前の期間)を指します。)がある方については、システム上「追加費用改定」と記載されますが、今回の改定にともなってさらなる削減がされたわけではありませんのでご注意ください。

こんなときには届出を

各種用紙の請求や届出先等は、各都道府県の市町村・都市職 員共済組合となります。

1 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

■公務員として再就職したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、 翌月分から年金の一部または全部が支給停止になります。

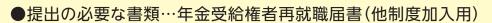
- ●提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(組合員用)
- ●上記の書類に添付する書類…年金証書

なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。

■民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の特定教職員を含みま

す。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。



(※1) 退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、 障害年金の年金受給権者が対象となります。





◆議会議員の方で、議員報酬月額の異動や期末手当の支給があった場合は、異動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要がありますので、都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。

■雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- ●提出の必要な書類…雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書
- ●上記の書類に添付する書類…雇用保険受給資格者証の写し

市町村・都市職員共済組合「旅と宿」

市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者 のみなさまにもご利用いただけます。

また、年金受給権者のみなさま向けのお得なプランを用意している宿 泊施設もございます。

この機会に、是非ご利用ください。

※お申し込み・お問い合わせは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、 各宿泊施設の詳細情報を ご覧いただけます。

旅と宿

検索



ホームページ

http://www.ctv-yado.jp/



^{北海道} ホテルポールスター札幌

平成 26 年 3 月全館リニューアルオープンいたしました シングル朝食付 10,000 円~ (税・サ込) 当ホテルホームページにて、お得なプランもご 用意しております。

〒 060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 6 丁目

☎011-330-2531 (宿泊予約直通) http://www.polestar-sapporo.com



ホテルノースシティ

シングル素泊り 7,416円 (税サ込)~ シングル朝食付 <mark>8,496 円</mark> (税サ込)~ お得なプランをご用意しておりますので、ホ ムページまたは直接お問合せください。

〒064-8645 北海道札幌市中央区南9条西1丁目

☎011-512-9748

http://www.northcity.or.jp/



アップルパレス青森

[1泊2食付宿泊プラン] お一人様 10,000円 (税サ込) ※ねぶた祭り期間を除く

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5

5017-723-5600 http://www.apple-palace.com/



宮城県 パレス松洲(まつしま)

1泊2食付 10,800円 (税サ込)~ 全室オーシャンビューによる最高の景色と旬の お料理でのおもてなし。静かな寛ぎの時間をお 過ごしください。

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜38

☎022-354-2106 http://www.palace-matsushima.jp



うしお荘

日本海の旬の幸をご賞味ください。 【宿泊料金】

1泊2食付6,900円(税サ別)~ 季節ごとにお得なプランを用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23

20235-75-2715 http://www.ushiosou.net/



むつみ荘

山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味ください。 【宿泊料金】

1泊2食付7,300円(税サ別)~ 季節ごとにお得なプランを用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯字森先233-1

☎0238-43-3035

http://www.mutsumisou.jp/



ホテル福島グリーンパレス

福島駅より徒歩3分 観光、家族旅行の拠点として最適 シングル**4,989円**(税サ込)~ ツイン**4,870円**(税 サ込)~ 和室(6、10畳)4,870円(税サ込)~ 5階フロアにサウナ完備 駐車場無料 無線LAN設置

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53

☎024-533-1171

http://www.fukushimagp.com/





東北



大洗鷗松亭

1 泊 2 食付 12,030 円 (税サ込・定員利用)~ ※休前日・夏季期間・年末年始は除きます。 新メニュー「健康膳」は、低カロリーなのにおい しいと評判です!!

〒 311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5 **☎**029-266-1122

http://www.iba-kyo.com/hp/oushoutei/



ホテルニューもみぢ

1泊2食付(税サ込) 通常期 平日 9,060円~ 土·休前日 10,842円~ 詳細は施設にお問合せください。 ※平成27年1月31日をもって閉館いたします。

〒 329-2921 栃木県那須塩原市塩原 1074

☎0287-32-3215

http://www.tochigi-kyosai.jp



那須の森ヴィレッジ

[申込] 電話または、ホームページで承ります。 [料金] 1泊2食付 11,000 円~(税サ入湯税込) お得なパック・プランを取り揃えております。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

20287-78-1636

http://www.c-scskyousai.or.jp



アルペンローゼ

[シルバーパック]

1 対象者 65歳以上 2 対象日 平日の宿泊(日曜日の宿泊含む) ※土曜日 春・夏・冬休み GW 年末年始等は除く 3 利用料金 1泊2食付10,000円(税サ込)

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2

20279-88-1300

http://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/index.html



オークラ千葉ホテル

ツイン **7,201 円**~

(2名利用時の1名様あたり、朝食付税サ込) 駐車場と大浴場は無料。千葉中心街からのアク セスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3

☎043-248-1111

http://www.okura-chiba.com



黒潮荘

[申込] 電話または、ホームページで承ります。 [料金] 1泊2食付 11,436円 (税サ入湯税込)~ (特定日は別料金)南房総の四季折々の味覚を ご堪能ください。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565

☎04-7092-2205

http://www.ovadonet.com/kuroshioso/



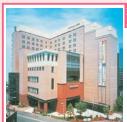
東京グリーンパレス

[シニア宿泊プラン] 1 泊朝食付 日・月曜日(休前日除外)シングル**6,400円**・ツイン**6,400円**※ 日・月以外シングル9,000円・ツイン 8,200円※ ※ツインは2名利用時の1名様あたりの料金です。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

☎03-5210-4600

http://www.tokyogp.com/



ザ・クレストホテル立川

1泊 シングル 8,554 円~ ご朝食は、パン・サラダ・ゆで玉子・お飲み物 を無料でご用意しております。

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1

2042-521-1111

http://www.cresthotel-tachikawa.com



湯湯 湯河原温泉 ちとせ

[さつきプラン] 60歳以上限定! 1泊2食付(税サ 入湯税込)平日**11,310円** 土·祝前日**12,338円** 平日特別優待券進呈中。平日連泊割引実施中。 詳しくは施設にお問合せください。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1

☎0465-63-0121

http://www.kanagawa-kyosai.jp/chitose



ホテルやまなみ

1泊2食付(税サ込) 平日 10,800 円~ 土・休前日 13,400 円~ 詳細は施設にお問合せください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1

☎055-262-5522 http://www.hotelyamanami.com



アクアーレ長岡

[宿泊料金]

日~金曜日 1泊2食付 8,700円~ 土・祝前日 1泊2食付 11,200円~ 詳細は直接お電話にてお問合せください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1

☎0258-47-5656 http://www.aquarenagaoka.or.jp/



瀬波はまなす荘

[宿泊料金]

1泊2食付7,991円(税込)~

日本海の夕日に絶景露天風呂と海の幸。露天風呂付客 室、足湯もございます。季節プランも充実しています。

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉1-2-17

☎0254-52-5291

http://www.kyousai-niigata.jp



^{富山県}グリーンビュー立山

大自然のやすらぎの中で、心も体もリラックス。 立山黒部アルペンルート観光の拠点としても最 適です。年金受給者様向けのお得なプランもご ざいます。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原

☎076-482-1716 http://www.greenview-t.jp/



おびし荘

1泊2食付10,450円 特定日11,650円(土 曜日等)

※特定日については、直接施設へお問合せく ださい。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55

20761-65-1831

http://www12.ocn.ne.jp/~obishiso/

福井県/ あわら市 越路

1泊2食付(税サ込) 閑散期 9,520円~ 通常期 10,180 円~ 繁忙期 11,370 円~ ※閑散期、通常期、繁忙期の区分はホームペー ジ等をご参照ください。

〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201

☎0776-77-3151

http://www.koshiji.biz



紫雲荘

- 1泊2食付 基本料金 10,247円 (税サ込)
- ・飛騨牛御膳などの「特別料理」コースもございます。
- ・天下の名湯「下呂温泉」で癒しのひとときをお過ご しください。

〒509-2207 岐阜県下呂市湯之島692

☎0576-25-2101

http://www.gifu-kyosai.jp/



静岡県 シーサイドいずたが

1泊2食付 平日割引料金9,253円~(日~ 木曜泊) ※除外日: 夏季、年末年始、休日の 前日泊伊豆の美しい海を一望できるお部屋で、 旬の味覚をゆっくりと味わう癒しのひとときを。

〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12

20120-73-1241

http://t-kyosai.jp/



愛場 レイクサイド入鹿

料金 通年 8,800 円~ (1室 2 名様以上利用) 年末年始 12,100 円

1泊2食付・税サ込

〒484-0024 愛知県犬山市字喜六屋敷118

☎0568-67-3811 http://www.kyosai-aichi.or.jp/lake/



シーサイド伊良湖

[シルバープラン]

平日・休日とも一律料金 8,750円 (1泊2食付、 税サ込、年末年始は除く。)※愛知県都市共済の 年金受給者とその配偶者には利用助成制度あり。

〒441-3615 愛知県田原市中山町岬1-43

☎0531-35-1151

http://www.aichitoshi-kvosai.ip



サンペルラ志摩

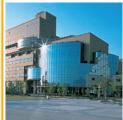
[シルバープラン]

日曜日~金曜日宿泊限定 1泊2食付・梅ご膳 9,800円 ※除外日がございますので、詳しくは施設にお問合せ ください。

〒517-0204 三重県志摩市磯部町的矢314

☎0599-57-2130

http://www.m-kyosai.jp/sunperla/



ホテルピアザびわ湖

合者様ウェルカムサービス実施ロ 1泊2食付プランをご予約の方に夕食時にお一人様につ きワンドリンクをサービスいたします!《連泊割引》1泊2 食付プランご利用のお客様は2泊目以降1,000円割引

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20

☎077-527-6333

http://www.hotelpiazza.com/



憩いの里湖西

季節ごとのお得な宿泊プラン》 地元食材にこだわったお料理と宿泊をセットに

したお得なプラン他

1泊2食付6,000円~

〒520-1121 滋賀県高島市勝野1533

20740-36-2345

http://www.shiga-kyosai.jp/kosei/index.php



ホテル セントノーム京都

1泊朝食付 9,500円

料理長おすすめ宿泊プラン1泊2食付 10,600 円~いずれもシングル税サ込 (年末年始除く)。 詳しくは直接お問合せください。

〒601-8004 京都府京都市南区東九条東山王町19-1 (竹田街道八条東入ル)

2075-682-8777

http://www.centnovum.or.jp



シティプラザ大阪

「ミシュランガイド京都・大阪・神戸・奈良 2013 に掲載されました。

1 室素泊り シングル 9,180 円

コンパクトツイン 13,500円

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31

206-6947-7702

http://www.cityplaza.or.jp/



ひょうご共済会館

[得とくプラン](金曜・土曜・祝前日を除く) 1 泊夕食付 7,000 円 (朝食サービス) 宿泊 シングル 6,100 円、ツイン 5,700 円 和室 4,900 円~

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13

2078-222-2600

http://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan



ゆめ春来

[シルバープラン

1泊2食付10,280円(入湯税別) ※対象期間についてはお問合せください。

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6

☎0796-99-2211

http://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki



匹宝



ホープスターとっとり

1泊2食付 ※入湯税 (150円) 別途 日曜日~木曜日 7,999円 (祝日の前日は除きます。)

〒680-0834 鳥取県鳥取市永楽温泉町556

☎0857-26-3311

http://hopestar.jp



弓ヶ浜荘

[健康いきいきプラン]

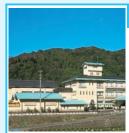
1泊2食付(ご夕食はお部屋食です。) ※入湯税 (150円)別途

日曜日~木曜日 7,999 円 (祝日の前日は除きます。)

〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉4-6-12

20859-22-7476

http://www.yumisou.jp/



渓泉閣

·宿泊 (1泊2食付) ※入湯税 (150円) 別途 日~木曜日 7,999 円~

· 日帰り (昼食、入浴、部屋食) 3,600 円~

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町大字山田180

20858-43-0828

http://www.keisenkaku.com



サン・ピーチ OKAYAMA

[年金受給者様得々プラン (1 名様料金)]

1泊2食付税サ込) 8,240円(シングル) 7,500円(ツイン) 朝食 - 和洋バイキング 夕食 - お刺身御膳 or 牛肉陶板焼御膳 (どちらかをチョイス)

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31

2086-225-0631

http://www.sunpeach.jp



防長苑

[和み宿泊パック]

7,500円(金・土祝前日を除く)

ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理を

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29

☎083-922-3555

http://www.bochoen.ip



ホテル白鳥

シングル素泊り 6,326 円 (税サ込) ~ ツイン素泊り (1 名料金) 5,914円 (税サ込) ~ 詳しくは直接お問合せください。 インターネット予約限定早得プランもございます。

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

20852-21-6195

http://www.hotel-hakucho.ip/

泊まれば泊まるほどお得!

共済会館 宿泊施設合同キャンペーン!!

詳しくはキャンペーンページをご覧ください

http://www.shikokutabigekijou.com



ホテル千秋閣

[宿泊料金] シングル **5,940 円** ツイン **12,474 円** [料理長おすすめ 1 泊 2 食付プラン] お一人様 8,600円

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55

2088-622-9121

http://www.sensyukaku.jp/



ホテルマリンパレスさぬき

1泊2食付**7,130円**(税込)~ 平日 1 泊朝食付 5.470 円 (税込)~ 詳しくは直接お問合せください。

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4

2087-851-6677

http://www.mp-sanuki.jp/



えひめ共済会館

松山市の中心に位置し、交通アクセス良好。駐 車29台 シングルバスなし 3,564 円 (税込)~ ツイン・和室 (2名1室) 4,428 円~ 朝食バ イキング 950 円 (税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1

☎089-945-6311

http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/



高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

[シニア宿泊プラン]

1泊2食付8,500円(税サ込) 1 泊朝食付 5.940 円 (税サ込)

〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20

☎088-823-3211

http://www.kochi-cs.jp



ひまわり荘

JR 宮崎駅より徒歩約9分、宮崎の中心部に位 置するヨーロッパ調の落ち着いたホテルです。 1泊1名様(税別) シングル 5,500 円~ ツイン 5,100円

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5

20985-24-5285 http://www.himawarisou.com



マリンパレスかごしま

1泊朝食付(税サ込)

シングル **7,634 円** ツイン **7,040 円**~ 和室 6,446 円~

詳しくは施設へ直接お問合せください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8

2099-253-8822

http://www.maripala.com/

2 加給年金額対象者に異動があったとき

- ○加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき
 - ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により 20年以上とみなされる年金
 - 障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)
- ○加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- ○加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組したとき、または養子縁組による 子が離縁したとき など
- ●提出の必要な書類…加給年金額対象者異動届書 (異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



- ◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- ◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いします。
- ◆老齢厚生年金にも加給年金額が加算されるときは、退職共済年金に加算された加給 年金額は、その支給が停止となりますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合 へご連絡いただきますようお願いします。

3 遺族共済年金(※2)の受給権者が婚姻等したとき

遺族共済年金^(※2)の受給権者が婚姻(<u>事実婚を含みます。</u>)した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が他の方の養子になったときや、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁をした場合も、遺族給付の受給権が消滅します。

該当した場合は、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※2) 遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。



◆1 ~3 の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなることがあり、後日返還していただくことになりますので、ご注意ください。

4 障害等級1級または2級の障害共済年金受給権者が婚姻等したとき

障害等級1級または2級の障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます(*3)ので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

- (※3) 加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止 となります。
 - 退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
 - 障害を事由とする年金 (障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)

5 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

- ●提出の必要な書類:年金受給権者異動報告書
- ●上記の書類に添付する書類
 - …氏名変更の場合:年金証書(住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が

確認できない場合(※4)は、戸籍抄本の提出も必要と

なります。)

- …住所変更の場合:住民票→ 注意
- …受取金融機関変更の場合: 口座名義および口座番号の確認できる預金通帳の写し

(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている

場合は、不要です。)

注意

- ◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、住所変更のみの届出は不要です(日本にお住まいの外国籍の方も、共済組合で住民票コードの確認ができない方を除き、平成25年11月より住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できるようになりました。)。
- ◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所あてに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。)。
- ◆電話番号を変更された場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、 電話番号を変更された旨を各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただき ますようお願いします。
- (※4) 福島県東白川郡矢祭町にお住まいの方及び海外にお住まいの方等は、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容の確認ができません。

もしご本人が亡くなられたとき

▶遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害(障害等級3級の場合を除く。)(※5)の共済年金受給権者が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)(※6)がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

- 注)遺族共済年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。
- (※5) 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。
- (※6) 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または障害等級1、2級の方に限ります。

▶年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅します。<u>年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください</u>。

総務省からのお知らせ

被災地の自治体で働きませんか

被災地の早期の復旧・復興のために、 力を貸してください

東日本大震災の被災地の自治体においては、本格的な復旧・復興に向けた事業の推進のためのマンパワーの確保が課題となっています。

こうした中、被災地の自治体においては、即戦力となる人材として行政実務の経験がある退職した元地方公務員の方々に期待が寄せられています。

下記をご覧いただき、被災地の自治体での勤務を、ぜひご検討ください。

職員募集情報の入手方法

1.「OB職員情報リスト」への登録

総務省において、被災地の自治体で働く意欲のある方々の「OB職員情報リスト」を作成しています。

リストへの登録をご希望の際は、**お勤めになられていた自治体の人事担当課あてにご連絡**していただき、詳細についてご相談ください。

「OB職員情報リスト」を受け取った被災地の自治体が採用を検討する場合に、被災地の自治体から直接連絡させていただきます。

- ※被災地の自治体では長期間(1年程度)働ける方の採用を希望しています。
- ※情報の提供をいただいた場合でも、必ずしも被災地の自治体における採用を保証するものではないことをご了承ください。

2. 総務省ウェブサイトを通じた職員募集情報の入手

総務省ウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/)に、被災地の自治体で働く任期付職員等の募集情報に関するリンクページを設けています。

リンクページから各自治体の募集要項をご覧いただき、採用試験に応募してください。また、お近くの自治体において被災地の自治体で働く任期付職員を募集していることもありますので、あわせてご確認ください。

※採用試験の詳細や資料請求等につきましては、試験を実施する各自治体に直接 お問い合わせください。

<アクセス方法(1)>

総務省トップページ右中段の

東日本大震災 関連情報 **②**

をクリック→表示されたページの

「▶被災地の地方公共団体における職員採用情報」をクリック

<アクセス方法②>

スマートフォン等で右記のQRコードを読み取り→リンクページに接続 (URL→http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu03_000024.html)

【総務省自治行政局公務員部公務員課 03-5253-5111(代表)】

総務省における人的支援の取組については、総務省ウェブサイトの「総務省における被災地方公共団体に対する人的支援の取組」(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html)をご覧ください。

ねんきんカレンダー





までの予定です

	時 期	定期支給関係	その他	
平成26年	6月 中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りします。※1		
	6月13日(金)	年金支給日(4月•5月分)※2		
	8月15日(金)	年金支給日(6月•7月分)※2		
	10月15日(水)	年金支給日(8月・9月分)※2	平成27年分「扶養親族等申告書」をお 送りします(10月~11月頃)。	
	12月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1		
	12月15日(月)	年金支給日(10月·11月分)※2		

平 成 27 年	1月下旬		平成26年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月13日(金)	年金支給日(12月·1月分)※2	平成26年分確定申告開始 (2月中旬~3月中旬)
	4月15日(水)	年金支給日(2月·3月分)※2	
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月15日(月)	年金支給日(4月•5月分)※2	

- ※1 【年金支払通知書】は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、 6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも 【年金支払通知書】を送付します。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

●ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年 6回ですので、年金の支払いがある方については、【年金支払通知書】が 送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 203-5210-4608

メールアドレス: nenkinkikaku@shichousonren.or.jp





第15号 平成26年6月 **発行:全国市町村職員共済組合連合会** 〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 **☎03-5210-4611**